

# 近代日本における「革命の凍結」と「革命の解凍」 ——日本近代公権力の特質と反体制構想の水脈——

小関 素明\*

## はじめに—公権力の一般理論—

筆者はこれまで、近代に対する価値的評価とは別に、近代が到来することの必然性を解き明かすことを課題にしてきた。その必然性を見通す際に、鍵となるのが公権力の原理と形態の変容である。近代における公権力が主権であるとすれば、近代主権確立の必然性をどう解き明かせるのか。近代主権の抑圧性を摘発することに奔走している研究は数多存在するが、それらがその抑圧の主体である近代主権の原理を解き明かせないかぎり、学術研究としての存在価値は少ないだけでなく、ひいてはその実践性も薄いと言わざるを得ない。

近代公権力形成の必然性とその存立原理の普遍性を解き明かすに際して、もっとも重要な点は次の点である。すなわち近代主権といえど、あらゆる権力の本源は内在的価値を持たない事実上の力（覇権）でしかないがゆえに、その存続のためには他の覇権に凌駕されないよう、自らを例外化しなければならないことである。自らを例外化するためには、自らを「普遍的権力」として（正確には、「普遍的権力」として諒承される権力として）再編しなければならなかった。この再編に成功した権力のみが、公権（主権）として当該社会を差配しうる。

これは公権力の原理を解析する際に、絶対に外すことができない重要論点である。

---

\* 立命館大学文学部教授

## 0. 公権力の実行力とその運用形態

### —大日本帝国憲法下における天皇制と議會—

#### 1. 合議と独裁の調合

では、「普遍的権力」として自己を例外化するためには、何が必要だったのか。本質的に自己のためにしか存在しない権力を、他のためにこそ存在する権力であるかの如く再編し、その必要性和有効性を他によって承認されること、これである。そのための第1の要件は権力の実行力である。そしてそのために必要だったのが、奇異に響くかもしれないが、独裁の契機である。独裁という言葉の響きが誤解を与えるとすれば、「専決制の契機」と言い換えると理解しやすいであろう。

社会の要請を満たすためには、それに果敢に対応する実行力が必須の要件であり、実行力は「専決制の契機」を伴わざるを得ない。この点で権力は、その存在原理上、規律的契機とは相容れない。むしろその「専決制の契機」は、究極的にはその存在の根拠を他の承認の中ではなく、自らの中にしか持たないという権力の自己準拠性によって担保される以外にはない。好悪や価値的判断とは別に、われわれはこの権力のリアリズム、さらにはそうした権力を除去できない人間社会のリアリズムから目をそらすことは許されない。

しかし人間社会にはいま一つ重要な必然が存在する。それはすなわち、人間社会は決して安易に独裁者と独裁的行為を承認せず、むしろ一貫して独裁と戦ってきたということである。独裁への抵抗、言わば民主化を求める戦いは人類社会の必然と言ってもいいであろう。ではなぜこれが必然なのか。それは独裁者として万人の承服を取り付けられる自明の主体など、どこをさがしても存在しないからである。そうであればこそ、万人の間に自らにとっての重要な決定を他に左右されたくないという衝動、すなわち自己決定の衝動がうまれる。その衝動は容易には除去できない。そうであるかぎり、その衝

動を持つ主体相互の合議による権力の構成と運用が探求されることは避けがたい。

この相反する二つの要請がともに抹消できない重要要件であるかぎり、その背理に対応した試み、すなわち合議の要素を取り込みながら独裁を構成しようという試みが必然化せざるを得ない。すなわち、合議的要素を機制として取り込んだ専決制が模索されていく理由がここにあったと言えよう。この機制をともなった専決制を安定的に運用するために必要だったのが、立憲制に他ならない。こうした意味において、立憲制への移行は必然であった。立憲制の導入にともなって、天皇制、議会制、官僚制、天皇親政、超然主義、議会主義…など、さまざまな要素の優劣、配置、関渉形態が現実の争点として浮上するが、あくまでその眼目は、独裁と合議制の契機の調合であった。これを焦点に、天皇帝権説と天皇機関説の対立をはじめ、立憲制の運用方針に関して熾烈な対立が生起し、それらに関しては詳説しなければならないことも多いが<sup>1)</sup>、本稿では紙幅の関係上、詳細に論及することはできない。

近代日本の立憲制に投影された独裁と合議制の契機の調合という命題をもっとも如実に体现しているのは、これまであまり注目されていないが、帝国憲法第六條の「天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ズ」という規定である。では、このごく簡略な規定のどこが「独裁と合議制の契機の調合」という命題の体现なのか。大日本帝国憲法の生みの親である伊藤博文が、自らの著書として公刊した事実上憲法の公的な解説書ともいべき『憲法義解』（1889年）のなかで示した解説を聞こう。伊藤は以下のように述べている。

（前略）英国に於ては此れを以て君主の立法権に属し、三體（君主及上院下院を云ふ）平衡の兆證とし、仏国の学者は此れを以て行政の立法に対する節制の権とす。抑々彼の所謂拒否の権は消極を以て主義とし、法を立つる者は議会にして之を拒否する者は君主たり。之れ或は君主の大権を以て行政の一偏に限局し、或は君主をして立法の一部分を占有せしむるの論理

に出る者なるに過ぎず。我が憲法は法律は必王命に由るの積極の主義を取る者なり。故に裁可に依て始めて法律を成す。夫れ唯王命に由る。故に従て裁可せざるの権あり。此れ彼の拒否の権と其の跡相似て其の実は霄壤の別ある者なり。<sup>2)</sup> <傍線引用者>

ここで伊藤は、天皇の大権である法律裁可権は、ヨーロッパの君主が保持している議会の決定に対する「節制の権」や「拒否の権」よりも効力が大きいと述べている。なぜか。裁可という手続きを経ることによって法律は「王命」に変わるからである（「我が憲法は法律は必王命に由るの積極の主義を取る者なり。」）。

ただここで注意を要するのは、伊藤は「裁可に依て始めて法律を成す。夫れ唯王命に由る。故に従て裁可せざるの権あり」と「裁可」しないケースがあることを一応承認しているとはいえ、その後の過程において「裁可」しないケースは実際にはなかった（おそらく伊藤も文面とは裏腹に、本心では想定していなかった）ということである。このところは今後詳細な検証を要するが、確実に言えることは、あくまで天皇は議会の決定を「裁可」することが前提であり、「不裁可」は現実的には想定されていないか、ごく例外的にしか視野に入れられているに過ぎないということである。

では「裁可」とはしよせん実質的意味を持たない形式的手続きにすぎず、それによって法律が「王命」に変わるというのは伊藤の方便で、伊藤はあくまで議会の決定が天皇によって不裁可されることはあり得ないことを見越した上で、天皇に議会の決定の形式的追認を期待したに過ぎないのであろうか。

決してそうではなかった。「不裁可」の可能性の有無とは別に、ここに期待されているのは、法律が「王命」として社会に振り向けられることによって賦与される威力である。あくまで形式的には議会における合議と合意の結果としての法律（厳密には未だ法案）は、「裁可」という形の介入によって

天皇の決断に担保された一方的な命令、すなわち「王命」となる。「裁可」という天皇の介入は、国民代表の合意を天皇の一方的な命令に変換する重要な意味をもつ手続きに他ならなかった。これはきわめて巧妙な手続きであった。なぜなら、これによって権力は国民に対して、その「総意」に合致した決定を「王命」として仰慕させることによって、国民の輿望に立脚した専断性を保持することが可能になるからである。この相関関係に立脚して天皇は、国民の輿望と背馳しない決断を成す君主として、国民の上に聳立しつづける。こうして天皇とは、独裁と合議（合意）という権力にとっての必要要件をともに含有した存在となる。これこそが天皇制を理解する上での要である。

## 2. 独裁の転位としての政党内閣制の射程と共和主義

このように見れば、天皇の存在は盤石に見えなくもない。だが、問題はここから先にある。それは天皇が裁可すべき議会の決定は、議会の自立的な審議に委ねるだけで、はたして収束するかという問題である。これについては、当然憲法には何も記されていない。しかし何の媒介もなく、議会での審議のみで速やかな決定が導き出されるとの想定がなされていたことは、現実には絶対あり得ないであろう。議会審議の収束は、現実的には、政党の議会外での統括力なくしてありえないことは、当然認識されていたはずである。つまり、独裁と合議制の調合は、好むと好まざるとにかかわらず、政党の介入によって止揚されざるを得ないことまでは現実の想定範囲であった。ここまでは、研究者に大きな異論が生じる余地はないであろう。ではその先はどうか。

党内での事前の調整を媒介に、議会での審議を事実上統括し、収束に導く多数与党の党首と、議会での決定を「裁可」する天皇と、どちらが立憲政体の主役でありつづけるかという問題である。憲法の条文には、政党のことも、いわんや多数与党の党首のことも、一字たりとも記されていないが、憲法第三條の「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」という条文と重ね合わせたとき、

多数与党の党首が実質的な主導力を行使することは明白である。なぜなら、天皇は「神聖ニシテ侵スベカラ」ざる存在であるかぎり責任を負う主体でないことは明らかであり、現実政治の場においては、「責任を負う主体」の主導力が「責任を負わない主体」を凌駕していくことは避けがたいからである。この意味で、天皇の「裁可」が政府与党の党首の統括力を前提にする体制、すなわち政党内閣制へと移行することは、帝国憲法に一切明記されていなくとも、予定されていたと言うほかはない。まさに大日本帝国憲法体制とは、「天皇の手中に仮構した独裁」を、「天皇を手中にする独裁」へと転位させていく体制だったのである。ここまでも大方の異論はないであろう。

ここから話はさらに佳境に入る。次なる問題は、ではその多数政党の主導力はどこまで、あるいはどのような形態で実質化するかという問題である。多数政党の党首の主導力がもっとも強大な効力を持つのは、他を圧伏する巨大な政党の党首が内閣首班となる政党内閣制の下においてである。言うなれば、巨大単一政党が政府与党となり、議会を支配する状態、これがもっとも議会で審議を円滑に収束させる状態であろう。

だがここまで政党内閣制の機能が議会に対する支配、世論の統括という点に重点化されたとき、それに対する反発が生起することは避けがたい。それは当然議会を支配する巨大政党の外部、すなわち少数野党ないし議会外の民衆運動のレベルで勃発するほかないであろう。まがりなりにも巨大政党が合法的に政権を掌握しているかぎり、それを否認することは難しいため、その運動は巨大政党による一元的な議会支配に対抗しうる条件の確保、すなわち政権交代を可能にする条件の確保をめざす運動とならざるを得ないであろう。そのために必要なのは、有力な代替勢力の樹立である。政権政党から政権を奪取し、政権を掌握しうる規模の代替勢力を用意しようとするれば、小党分立よりも二大政党制が有効であることは否定できない。この意味で、立憲政治は「二大政党制を必然化する」とは言えないが、「二大政党制への衝動を必然的に惹起する」と言うことは可能であろう。

どうであろうか。ここまで言えば「二大政党制」への違和感も手伝って賛同する研究者は若干減少するであろうが、「二大政党制」への違和感を差し引けば、ここまでの必然性ならば了解できるという研究者は少なくないのではなかろうか。これまで筆者が解明しようとしてきたのは、専決制の契機が立憲制を媒介に、二大政党制までを含みこんで推移する力動とその様相である<sup>3)</sup>。

しかし、ここで完結してしまえば大きな問題がこぼれ落ちる。本稿で主題化したのは、その「こぼれ落ちるもの」である。それがすなわち、代議制への不信に発した共和主義思想に他ならない。立憲政体、二大政党制をも含めた政党内閣制に通底しているのは代議制である。その代議制自体への不信が高揚したとき、それは共和主義思想へと転じざるを得ない。

共和主義思想への期待が高まる条件は、国民の側から議会の「総意」に対する違和感が高じ、議会が住民の意向を集約できないという失望が広がることである。近代日本におけるこの可能性を大きく見積もれば、共和主義思想を視野に入れる必要性は当然高まらざるを得ない。だがここには大きな曲折が存在した。それは、近代日本において共和制への期待を醸成する条件と環境は漸次広がる一方で、政党内閣制までを許容した立憲政体は共和制の挑戦を強固に退けるものであったということである。上述した政党内閣制、引いては二大政党制までを境域の外縁に収めた明治維新以降の権力形態の推移は、まさに革命を凍結し、次いでその凍結した革命を漸次解凍し、馴致ないし制度化していく過程であった。共和主義思想が「次なる革命」を眺望する思想だとすれば、革命を馴致した権力は、その拡大に歯止めをかける権力だったと言えよう。

近代日本において、共和制の前に立ちはだかったのは強権的独裁体制ではなく、立憲制という機制によって再構成された疑似民主政体であった。これは共和主義にとって強敵であった。近代日本における共和制のあり方を検証するとは、この疑似民主政体との対峙の意味を解くことに他ならない。

それを視野に収めたとき、近代日本における二大政党制構想が直面した状況と条件をより深部からとらえることが可能になる。着目すべきは、共和主義がこの疑似民主政体に阻まれたために、共和主義の潮流は疑似民主政体を批判する政治潮流、改良主義的ブルジョア民主主義と社会民主主義に接受されていったことである。それは、これら勢力を構成勢力に組み込んでこそ成り立つ体制批判原理としての二大政党制構想の行路に大きな振幅を与えた。二大政党制を民主化の重要要件として着眼した吉野作造が、辛亥革命の動向から強い刺激を受けるとともにロシア革命の理念に協賛し、同時に社会改良主義を模索しながら無産政党支援に転じていったこと、そしてその無産政党を構成勢力に組み込みながら体制批判原理としての二大政党制を展望したことは、その振幅を象徴するものだったと言えよう。

本稿は、戦前期立憲政体の分析の視野には入りにくい共和制思潮の影響力を照射することによって、改めて二大政党制構想の意味を捉え直してみようという試みに他ならない。それは権力にとっての「革命の契機」を中軸に見据えながら、立憲制と共和制の対峙と関渉の双曲面を俎上に上げる試みでもある。

共和制の概念をめぐるのは、君主制もしくは帝政ではない政治体制という点を共通理解とするだけで、きわめてあいまいに理解されているように思われる。しかし、君主制もしくは帝政でなければ共和制というように単純に理解することは適当ではない。これは特に共和制の実質化を阻む最大の障害が、君主制以上に、君主をさえ手中に独占して差配する疑似民主体制であった日本の場合、留意しなければならない点である。共和制にとって疑似民主体制が君主制以上に難敵であったのは、それが為政者の恣意ではなく、権力構成上の力学的要請に帰順した体制であったがために他ならない。近代日本における天皇制という形態の君主制が類例の無いほど強固な君主制であった（かに見える）のは、権力の純理にのっとった疑似民主制が、自己を維持するためにその温存をはかったがゆえである（天皇機関説が体制的イデオロ

ギーとして機能した根拠がここにある)。まさに共和制とは、払拭しがたいこの権力のネガティブリアリズムに対する果敢な挑戦だったのである。

本稿は、自由民権運動の理論的指導者で「東洋のルソー」ともいわれた中江兆民(1847年～1901年)、その弟子で兆民の思想の核心的部分をより先鋭的な形で引き継いだ幸徳秋水(1871年～1911年)、そして大正デモクラシーのもっとも優れた理論家であった吉野作造(1878年～1933年)の言説を題材に、共和主義者の思想的挑戦の様相と意味を考察することを目標とする。

そのためには、まず明治維新の本質に関説しながら、日本近代における公権力の特質に触れておくことがどうしても必要である。

## I. 日本近代における公権力の形成と特質

### —疑似民主政体としての大日本帝国憲法体制の必然化—

#### 1. 「革命」としての王政復古による天皇制の新規創出—明治維新の特質—

日本の近代化の起点をどの時点に求めるべきかは、近代の何に注目するかによって答えは異なるが、権力の特質に着目した場合、明治維新が決定的な画期であることは疑いがない<sup>4)</sup>。ただ近年の研究動向において有力なのは、明治維新の前提が江戸時代において熟成しつつあったと見なす見解である。そうした見地に立つかぎり、王政復古に対する注目度は小さくなる。逆に注目されるのは、その江戸時代の権力構造との連続性から王政復古政変に至るまでの過程において多くの賛同を集め、勢力的にも漸次地歩を拡大しつつあった公議政体路線である。

しかし、細かい説明は省かざるを得ないが、明治維新の本質は、公議政体路線を否定するためにこそ、土壇場において王政復古がクーデターともいべき手法によって強行されたことである。

ではなぜ公議政体路線は否定されなければならなかったのか。それは、その路線に沿った体制変革が実現されれば、強固な政策的実行力を備えた権力

主体を立ち上げる見通しが断たれるからである。公議政体路線の有力化は、そうした事態に強い危機感をもつ勢力を生み出さずにはおこななかった。そうした勢力にとって、大政奉還によって必然化されようとしていた権力配置、すなわち大名合議政権としての幕府の盟主であった徳川家が新政権の構成勢力として残留し、それを含んだ有力大名が朝廷を緩やかに仰ぐ形での公議政体による新政権の運用が継続することは、何としても避けなければならなかった。この合議体制の継続を承認することは、岩倉具視や大久保利通ら抜本的な体制変革を企図する勢力にとって、それに向けた主導力を発揚する見通しが断たれることを意味したのである。

それを避けるための方策は一つしかなかった。すなわち、公議政体路線のもとでの合議が紡ぎ出す以上に強力な「公」を樹立できる変革を強行することである。そのためには、公議政体論が想定する合議に別の合議を対置することによってではなく、合議とは次元を異にした方策によって合議が成しうる以上に求心力のある「公」を打ち立てる以外にはなかった。そのためには、「過去」との連続性を断って、王政復古を断行したという「事実性」だけを根拠に自らの政治的主導力を押し出すことが避けられなかったのである。王政復古とはこうした意味を持った変革に他ならなかった。

この王政復古政変によって作り出された天皇は、「復古」という言葉とは裏腹に、過去と切断された天皇であり、それまでの天皇とはまったく似て非なるものであった。それは新政の開始を告げる王政復古の布告に「王政復古 国威挽回之御基被為立候間、自今撰関・幕府等廢絶、即今先仮リニ総裁・議定・参与之三識ヲ置レ、万機可被為行…」と謳われていた通り、過去から切断され、新規の超越的存在として「万機」を総攬する天皇であった。

岩倉具視、大久保利通、西郷隆盛など、過去の中に自らの存在の正当性を持つべきではないことを認識していた王政復古の断行者達は、こうして新規の天皇を作り出し、それに任命されるが如くにして自らを押し出すことによってのみ、以後の明治維新の諸政策を独占的に先導することができたので

ある。

近代が要請するこうした政治的実行力のある主体は、歴史に拘束されない主体としての天皇を作り出すことによって自らを作り出す以外には、出現の余地がなかったのである。この要請が不可避であることにおいて君主制（天皇制）は必然的に生み出されたものに他ならなかった<sup>5)</sup>。

王政復古とはそうした未曾有の天皇を作り出すことにおいて自らを政治的実効力のある主体として作り出すための必然的な「革命」に他ならなかったのである。

## 2. 「革命の凍結」としての立憲政体の構築

### — 「公」の純化と「官民調和体制」への帰結 —

ではこの新規の「超越的存在」である天皇を作り出して、その天皇に作り出されるが如く自らを作り出したこの明治維新の権力主体は、いかにしてその権力の超越性を再生産したのであろうか。細かい論述は省かざるを得ないが、決定的に重要なことは、土地所有権を中心にした私的所有権を創出して一般民衆に付与し（地租改正）、所有主体となった万民の上に超越する非人格的な権力を作り出すことによってであった。明治維新の最大の意義は、所有身分として統治を担った武士が、自らも土地所有身分であることを否定した点にあった（これを武士の「身分的自殺」と呼ぶ研究者も存在する）。つまり天皇を擁立することによって自己を確立した近代日本の公権力は、前代の権力とは異なって、上級的土地所有権の保持を権原としない脱所有権力（統治権力）であることを根柢に万民の上に「君臨」したのである。それは「持つ」ことではなく「持たない」ことを強みにして、所有（「持つ」）主体として権利を保障した国民から「税」という形で財を吸い上げることによって国家を独占的に運営する権力の成立を意味した。

この権力の特性を的確に捉えるためには、さらに以下の点に注意しなければならない。すなわちこの権力は権力主体と権力空間の区分が前提になった

権力体であったということである。正確に言えば、かつての統治身分であった武士のような自明の権力主体を否定したために、本来は被統治者にすぎない一般の国民の中の「有能者」を試験制度と選挙制度を介して権力空間の中に登用し、権力の執行主体に据えることによってはじめて実質的な権力体として起動する形式性の強い権力体であった。それは、一般の国民の中から暫定的な支配者（「職業的統治身分」）を作り出し、それが他の国民一般を「職分」として統治する虚構性の強い権力体であった。この形式性と虚構性は権力体としての脆弱性を意味しない。むしろ逆に、形式的で虚構的なればこそ、執行主体を随時更新できる強靱で伸縮性に富んだ権力体が構成される。公権力を間断なく維持、再生産するには、権力の執行主体とそれを収容する権力空間の区分を前提にした、この運営方法による以外には無い。この区分を前提に、「国民が国民を支配する」というこの虚構的権力メカニズムをその運用原理とすることによって強力な権力性を維持、再生産した点に近代日本の公権力の特色があった。

この虚構的メカニズムを安定的に維持するためには、「官」の純度を高めることによってその「権威性」を高揚させることが必要であった。そのための方策は、権力空間へのアクセスの形式的自由をできるだけ広汎に保障した上でそこに登用する権力の執行者を峻厳に選抜すること、すなわち登用に先立つアクセスの自由と実際の登用の峻厳さの「落差」を高める以外には無かった。これは「官」の純度を高めるに有効であったと同時に、アクセスの形式的自由を保障していた点で疑似民主的権力構成原理への移行を必然化した。

ただし注意すべきは、この疑似民主的権力構成原理への移行は社会の民主化には直結せず、むしろ逆に「民」の中に「官」に登用された「民」とその登用から外れた「民」という分断を持ち込まずにはおかなかったということである。形式合理性によって挙行された分断であっただけに、登用から外れた「民」の側はこの分断への異議提起の余地を封じられた。そのために、

この形式合理的選抜が社会に浸透するにつれ、社会の中に次第に「官」と「民」の処遇の差に対する抜きがたい怨嗟と羨望が鬱積していくことは避けがたかった。近代日本において「官」の社会的ステータスの高さとそれに対する「民」の側の怨望、卑下、自嘲の入り混じった鬱屈した感情を込めた「官尊民卑」というやりきれない言葉がある。しかしこれは単純に「官」と「民」の断絶のみを指し示す言葉ではない。むしろこれは本来区分のない「民」の中に「官になりえた民」と「民にとどまらざるを得なかった民」という人為的区分を持ち込んだこと、すなわち民主化の峻拒ではなく限定的民主化の強行が醸成した気風に他ならないのである。

この点との関連で、王政復古の立役者であった大久保利通（1830～78年）が、未だ明治新政府が議会制を創設する以前に、以後の権力がめざすべき形態を以下の様に「君民共治政体」と表現していることは示唆的である。

天智帝中興以来千有余年ニシテ其英国ノ隆盛ニ至ラザル者ハ他ナシ。三千一百余万ノ民愛君憂国ノ志アル者万分有一ニシテ其政体ニ於テモオカヲ束縛シ権利ヲ抑制スルノ弊アルヲ以テナリ。其国家ヲ負担スルノ人力ト其人カヲ愛養スルノ政体ニ從テ国家ノ以テ隆替スル所口ノモノ照々此クノ如シ。抑我ガ祖宗ノ国ヲ建ツル豈ニ斯ノ君ヲ後ニシテ其国ヲ保タンヤ。故ニ定律国法ハ即ハチ**君民共治**ノ制ニシテ上ミ君権ヲ定メ下モ民権ヲ限リ至公至正君民得テ私スベカラズ其レ人々相交ワル時ハ人々相競ウ。君民相交ワル時ハ上下亦相競ウ。上下相競イ相交ワルノ際ニ於テ是非曲直善悪邪正ノ分之レヲ採決セザル可カラズ。其特権君ニ在ルヲ君主ト謂イ、民ニ在ルヲ民主ト謂ウ。其君民共ニ之レヲ執ルヲ**君民共治**ト謂ウ。此レ上下各其公権通義ヲ保全暢達センガ為メ君民共議以テ確乎不拔ノ国憲制定シ万機決ヲ之レニ取ル。之レヲ根源律法ト謂イ又之レヲ政規ト謂ウ。即ハチ所謂政体ニシテ全国無上ノ特権ナリ。此政体一トタビ確立スル時ハ則ハチ百官有司擅ママニ臆断ヲ以テ事務ヲ処セズ。施行スル所ロー轍ノ準拠アリ

テ変化換散ノ患ナク、民力政権並馳シテ開化、虚行ゼズ。此レ建国ノ楨幹  
為政ノ本源ニシテ今日百般ノ努メニ従事スル、着々茲ニ注意セズンバアル  
可カラザルナリ。<sup>6)</sup> <ゴチックは引用者>

この大久保の提言の眼目は、「君」の保全ではなく、「民」の「君」への協賛を引き出すという名分によって「民」を「官」へと変換することであった。この大久保の意見書から読み取るべきは、この段階で「民」を「官」に変換する論理は「民」の「君」への協賛を引き出すという名分によってしか成しえなかったこと、そしてそうした名分を駆使して「民」を「官」に変換する以外に、「官」を実質的な権力体として機能させることができなかったことである。

そしてこの大久保の提言に添うがごとく、大日本帝国憲法（1889年）を作り出し、議会を開設するとともに官僚機構の整備を図った近代日本の公権力は、議会勢力と官僚勢力の紛争という曲折を経ながらも、当該分野の研究者に「明治憲法体制」と呼ばれる「官民調和体制」へと収斂していったのである<sup>7)</sup>。詳細な説明はここでは省かざるを得ないが、それは天皇に従属する体制ではなく、逆に天皇をもその手中に独占して差配する体制に他ならなかった<sup>8)</sup>。これは近代日本の公権力が天皇と議会勢力（選出勢力）をも自らの内に取りこんで、暫定的な安定体制を築いたことを意味した。言わば、限定的な民主化を採用することによって、それ以上の民主化を拒絶する体制がここに出来上がったのである。この強大な官民調和体制を議会外の反体制勢力が切り崩すことは容易なことではない。なぜなら、たとえ議会に反体制勢力を送り込んでも、この官民調和体制の中に吸収され、「官」の一翼へと編入されてしまうからである。これぞ「民」の中に累積する反体制志向を議会を媒介に権力参入志向へと変換するシステム、すなわち革命的契機を不断に内化するシステムである。

まさに「革命」によって自らを作り出した近代日本の公権力を維持するた

めの最大の条件は、自らを否定しかねない「革命」の可能性を未然に凍結することであった。この爾後の革命を凍結する体制こそが、官民調和体制に他ならなかった。近代日本における立憲政体は、この伸縮性のある虚構としての官民調和体制を規律的に安定化させるための体制だったと言えよう。

近代日本における共和主義思想の最大の課題は、この強靱な官民調和体制を打破することであった。だがこの官民調和体制の伸縮性は、近代日本の共和主義思想を以下のように翻弄せずにはおかなかったのである。

## Ⅱ. 明治期における共和主義思想の胚胎とその隘路

### 1. 明治期における共和主義思想の可能性と隘路

大日本帝国憲法の制定と議会の開設が現実的日程に上ってくるにつれ、再結集（大同団結）をはかり始めた旧民権派の目標は、自らの意向（世論）にそう代表を議会に送り込み、その勢力を中心に政府を構成することであった。その際に世論の効力を実質的なものにするためには、その選出された代表は世論の動向に忠実であることを求められる。つまり自らの行動の自由を縛られることは避けがたいのである。

フランスにおいて共和主義思想を学び、帰国後は「東洋のルソー」とも呼ばれた自由民権運動の理論的指導者中江兆民は、帝国議会開設直前に、この点に機先を制して注意を促すために世論（「輿論」）と内閣の関係を次のように述べている。

泰西政治哲学の理に由て言えば政府の責任なる者は必ず無かる可らざる者なり。無からしめんと欲するも得可らざる者なり。政府に責任を置くことは佳き事にもせよ悪き事にもせよ是非とも必ず置かざるを得ざる者なり。…

夫れ然り故に政治家の秘訣は巧に此責任の置場処を択みて努めて一国

の擾乱を予防するの一著に存するなり。此責任を内閣に置くときは彼の輿論の蒸気は内閣迄昇り来たりて、ここにて消散するか又は凝結して最早ここより上には昇らざるなり。…

夫れ責任なる者果して自然に生じて防遏するを得可らずとする時は泰西諸国に於て何故に自然の成行に任せずして必ず明々之を法律に著して乃ち所謂責任内閣という者を設くる乎。

曰く此れ亦政治家の秘訣なり。何ぞや若し彼の効力を自然の成行に任ずるときは大臣たる者は其地位を保ち其威権守るが為めに努めて此効力と戦うて容易に其職を去るを欲せず。是に於て彼の輿論は其昇騰の効無きを憤りて、益々激烈を加うるに至る可く而して大臣に在ても益々執拗を加うるに至り官民上下の軋轢遂に最高頂に達して其末や必ず潰烈横流の禍を見て後已まんのみ。其れ唯然り。故に法律的に責任の制を設けて乃ち大臣をして輿論の効力と戦うことを得ざらしめて乃ち大臣をして正に其地位を保ち、威権を守るが為めに反りて輿論に和合することを求めしめて以て一國の安を保つことは是れぞ責任内閣の妙処と謂う可けれ<sup>9)</sup>。

ここで兆民がヨーロッパの政治哲学に引証して述べていることの含意は、簡単に言えば、議会を開設するかぎり責任内閣制という形で政府の進退を「世論」の趨勢に従属させなければ意味がないということである。兆民は、この責任内閣制を法制化することが必要とさえ述べている。なぜなら、議会を開設した以上は、政府に対する支持・不支持が議席数として明確に挙証されるからである。議席数が減少したにもかかわらず政府に退陣を拒否する「自由」を残し、それに乗じて政府が強行に政権に居座った場合、それは世論の効力が遮断されることを意味する。閣僚の進退に関しても同様である。つまり世論の自由と世論によって選出された代表の自由は両立しないのである。この兆民の言説は、直接的には、自身が所属する自由党の意向に反して入閣を果たした後藤象二郎の行動に矛先を向けたものであろう。

だがこの兆民の言説は、単なる局所的な政治的批判言説にとどまらない射程を備えていた。世論の大勢によって行政を動かすことを眼目に責任内閣制を展望する兆民にとって、世論の向背が議会の勢力配置に反映するだけでは議会を開設する意味はなかった。「政府は元来人民の爲めに設くる所なり、人民無き時は政府有るの理無し、人民は本なり政府は末なり、人民は源なり政府は流れなり、人民は表なり政府は影なり、本無くして末有り、源無くして流有り、表無くして影有りとは理に非ざるなり、故に凡そ政府の爲す所は一々皆人民の利益の爲めにする者なり」<sup>10)</sup>と実質的な国民主権論を指針にしていた兆民にとって、議会に反映した世論が議会を通して政府の方針を決定することが重要であった。そのためには、選出された代表が、それを選出した世論に背反する行動をとる余地を除去することが必要だったのである。

はたして議会が開設されてみると、この兆民の憂慮は最悪とも言うべき形で現実化した。議席の上では多数を占めたにもかかわらず旧民権派諸勢力(民党勢力)は、政府提出の予算案審議をめぐって漸次妥協的姿勢へと傾いていったからである。議会に参集した民党勢力が大挙して自ら政府になびいたこの行為は、兆民にとって深刻な意味を持っていた。なぜなら、これは一部の代表が閣僚となって議会を裏切ったのではなく、本来世論の受け皿となるべき議会そのものが世論を裏切ったことを意味したからである。

この議会の動向を目の当たりにして、自らも議員に就任していた兆民は「衆議院彼は腰を抜かして、尻餅を搗きたり。総理大臣の演説に震攝し、解散の風評に畏怖し、…衆議院の予算決議案を以て、予め政府の同意を哀求して、其鼻息を伺ふて、然後に唯々諾々其命是れ聴くこととなれり。議一期の議会にして、同一事を三度迄議決して、乃ち竜頭蛇尾の文章を書き、前後矛盾の論理を述べ、信を天下後世に失することと為れり。無血虫の陳列場……已みなん、已みなん。」<sup>11)</sup>という有名な痛罵の言葉を残して議員を辞職した。

この兆民の痛罵と身の処し方は激烈ではあり、理想主義者である兆民の真骨頂であるかのごとく見なされている。この時期の民党は数の上では政府系

勢力を凌駕していても、政府に対して徹底抗戦する姿勢を欠いていた。そうした議会の姿勢は、国民の世論を議会を経由して政府の方針の中に投影することを重視していた兆民の期待を裏切るものではあった。その意味では、議会の行状に愛想をつかし、議員を辞職したのは自らの価値観に殉ずる行動であった。

ただこの事態に意表を突かれて憤激したというだけなら、たとえその憤激が激越であり、身処し方が恬淡であっても、思想家としての兆民の洞察力には疑問符がつく。だが、われわれが注目すべきは、兆民はあたかもこうした事態が到来する可能性を予見するが如く、議会の位置づけに注意を振り向け、一定の方針を打ち出していたことである。すなわち兆民が、第1回総選挙を前にして有権者に対してその心得を説いた『選挙人目ざまし』(1890年)の中で有権者とそれに擁立された代表とのあるべき関係を次のように無限委任論と有限委任論に大別したうえで、有限委任の重要性を指摘していたことがこれである。少し長いが、大事な箇所なので引用しよう。

有限委任とは選挙人が代議士を選ぶに就て「斯々の事項に関しては云々す可し」と予め時事の綱要を定めて、之を代議士に命ずるなり、故に此法に於ては代議士は言わば選挙人の頭脳にて思考したる条件を自己の唇舌にて論述するなり。無限委任とは選挙人たる者唯代議士の論綱を聴きたる丈けにて選挙して、一切の事項は代議士をして国会中に於て臨機応変もて論述せしむるなり。有限委任の法に由れば選挙人は号令者にて代議士は受令者なり、選挙人は将校にて代議士は伝令使なり、選挙人の能は事務の要領を看破する上に発するなり、代議士の才は此要領を提出して其枝葉の点迄明瞭に論弁する上に発するなり。無限委任の法に由れば選挙人は信用者にて代議士は受信者なり、選挙人は君主にて代議士は宰相なり、選挙人の能は代議士の人物思想を見抜きて之を信ずる上に発するなり、代議士の才は自ら奮励勉強して此信用を無にせざる上に発するなり。有限委任の主意

は選挙人即ち国会外多数人民の権を重くして、代議士即ち国会中少数人民の権を軽くするに在り、多数選挙人をして成る丈け政事に参預せしむるに在り、少数選挙人をして成る丈け恣にせしめざるに在り。無限委任の主意は選挙人中の明眼者をして成る丈け活発に其明を用ひしむるに在り、被選挙人中の大才子をして成丈自由に其才を振らしむるに在り、…国会をして議政の権を専有せしむ、是れ無限委任論者の言なり。国民をして議政の権を監督せしむ、是れ有限委任論者の言なり。要するに有限委任論は平民主義に於て最とも適合せる者なり<sup>12)</sup>。

ここに示されているように、行政の中への有権者の要望の直接的投影を重視する兆民は、議会に大きな権限を付与すること（無限委任）は有権者の要望が議会の都合によって操作ないし封印される事態を招きかねないと懸念し、議会の裁量と自由を制限する有限委任をとるべき方向性として主張している。その見地から有権者の政治的力量の増進を目論む兆民は、「選挙区に於て便利に従うて二ヶ所にも三ヶ所にも会合所を設けて相共に政治の要領を討議せよ。従前各党派に分れ居たる人々も此会合に就て、従前の党派心を抛棄して乃ち此会合所を以て政党以外の政治家会合所と為して相共に討議せば大に佳し」<sup>13)</sup> というように、旧民権派勢力の大同団結に向けて党派を超えた討議を行うことを推奨していた。言わば党派を超えた有権者相互間の「交通」の緊密化への期待であり、まさに実質的な国民主権を重視する兆民の基本理念を投影したものであった。有限委任論はその理念の帰結であったと言える。

ところがここには深刻な背理が含まれていた。なぜなら、この有限委任論を前提にするかぎり議会は有権者の意向の拘束によって政治的自由度を制約された代表が集結する場へと低落し、実質的な政治力を行使できる責任内閣制の母体となることは望みがたいからである。兆民はあくまで「国会は人民権理の拡張所なり、政治の見習い所には非ざるなり」<sup>14)</sup>「政府の名義を正

して真の政府と為し受託者と為し、人民の名義を正して真の人民と為し、政府をして人民をして並に自ら恥るところ無きを得せしむる者は、其れ唯だ国会乎」<sup>15)</sup>と議会を「尊重」する姿勢を挙示しているが、責任内閣制が実質化しないかぎり、世論が行政の中に投影されることは望みがたい。これは突き詰めれば、国民主権の実質的増進を図ろうとすれば責任内閣制の効力は減殺され、逆に責任内閣制の制度的定着を企図すれば国民主権の契機の亢進は制約されるという原理的次元での深刻なジレンマであった。

だが、この背理をもって兆民を断罪することは当を得たものではない。重視すべきは、あくまで結社の結合の中で鍛えられた世論を行政の中に投入することを最優先の課題にすればこそ、兆民の議会へのスタンスは両義的ならざるを得なかったということである。結社の結合の中で鍛造された世論を受け止めうる強度を議会が備えているならば議会を重用した責任内閣制を尊重し、逆にそれを制約する働きしかしないのであれば議会に大きな責任と自由を与えることは拒絶する（有限責任論）。兆民の議会への姿勢は、結社の結合の中で醸成された有権者の政治的意向を行政のなかに投影するための拠点として議会が有効か否かという観測に準じていた。ゆえに、ここに見るべきは、兆民の政治思想の核ともいえるその実践性の濃度ゆえの葛藤である。

兆民の政治思想の実践性の核となるのは、結社の結合が実効力のある世論を鍛造しうる見通しが立つか否かが鍵となる。もちろん兆民は結社の結合が期待通り円滑に進行すると高をくくっていたわけではない。結社の結合によって有権者相互の緊密な「交通」を実質化し権力に肉薄できる厚みのある世論を創成することは難題であった。いかなる課題を媒介にすれば、そこに人々が共通性を実感できる通約可能な理念が立ち上がるのか。その通約可能な理念として兆民が着目したのがナショナリズムに他ならない。ナショナリズムに關説した兆民の言説の中には、後世の兆民ファンを落胆させかねない独善的、排外主義的（に見える）言辞が含まれている。だがその表層的言辞

に幻惑されて、兆民がナショナリズムを援用した意味を見失うべきではない。兆民はナショナリズムに関説することによって排外主義を鼓舞しようとしたのではなく、異質なものの相互の交通をより活性化しつつその中から立ち上がる輿望を共約可能な政治的世論として実質化するためにナショナリズムの求心力を活用しようとしたという点を見逃してはならない。

しかもアジア近隣諸国への強硬外交論を唱えていたとは言え、兆民の世界観の中にはその相互の異質性を許容できる余地を含んでいた。兆民の弟子から、『廿世紀之怪物帝国主義』（1901年）『社会主義神髓』（1903年）を執筆して熾烈な帝国主義批判を展開し、日本の社会主義思想の始祖と目される幸徳秋水が生まれたのは、それと無関係ではないであろう。

## 2. 幸徳秋水による継受と尖鋭化

異質なものの相互の交通を活性化するなかから厚みのある世論を創成するためにナショナリズムを通約可能な理念として活用しようとしたのは、兆民が過去のいずれかの地点に存在した共同性を回復することや、既存の社団的まとまりに依拠することなく人々相互の結合を試みたためである。公権力が独占する公に対抗的に向き合う公的世界を江湖の世界と呼ぶとすれば、兆民は異質性を前提にした人相互の交配と結合の中から江湖的世界を創成することを眺望したと言えよう。

言わばこの異種交配の中から隆起する世論を尊重すればこそ、それから離反し政府に対する日和見主義的姿勢を示す議会の動向が垣間見えるやいなや、責任内閣制の効力と可能性に大きな懐疑を抱かざるを得なかった点に兆民の共和主義理念の特色があった。あるべき責任内閣制への期待から目前の議会と政党の行状を非難するという域を越えて、議会の凋落がもはや回復不能であるという観測から、ともすれば責任内閣制それ自体の有効性への原理的懐疑にいたる分岐点に兆民の思想は立っていたと言えよう。こうした分岐点に立つ兆民の責任内閣制とその母体となる政党に対する不信を決定的に

深化させたのが、伊藤博文による立憲政友会の創設であった。

2度の新党構想の蹉跌を経験していた伊藤博文は、総裁専制制を組織原理とするこれまでにない新政党の樹立を目指して諸勢力を自身の傘下に糾合すべく1899(明治32)年来各地を遊説していたが、1900(明治33)年8月25日に至って立憲政友会の創立宣言および趣意書を発表し、9月25日、自身を総裁とし152名の代議士を糾合した同党の発会式を開催した。この間9月13日、憲政党は臨時党大会を開き、政友会への参加を決定する。病床にあってこの状況を目の当たりにした兆民は、弟子である幸徳秋水に対して「新政党の非立憲なる非自由なる申迄も無之、就ては祭自由党文と題して大兄の椽筆を揮はれ度云々」という書簡を送付しその奮闘を鼓舞した。幸徳はすでにここに至る伊藤の動向と政治的体質を批判していたが、「予が同日三十日の萬朝報紙上に自由党を祭るの一文を掲げしは、実に這の書簡の爲めに炎炎たるインスピレーションを与えられしが為なりき」と自ら述懐するように<sup>16)</sup>、この兆民の鼓舞と前後して以下のような激越な伊藤と政友会批判を展開した。

立憲政友会の宣言綱領は茫漠として捉雲捕影の憾なきを得ざるも、要するに其の特色とし本領として見るべきは非政党内閣主義に在りて存すること既に吾人の言えるが如し。

吾人は斯くの如き宣言の公表せられたるすら、文明に於ける一大醜辱、憲政に対する一大罪惡として深く之を恥じ之を忌む。若し夫れ、不幸、俗衆の付和雷同に依りて更に之を実現し、永く之を矯むべからざるの弊端を啓くに至らば、輿論政治は茲に全く抑圧せらるべき也。代議政治は茲に全く没却せらるべき也。民間党二十年來の主張は茲に全く蹂躪せらるべき也。責任の実、憲政の美、夫將た何れの処にか求むべき。痛嘆、長大息すべきの至りならずや<sup>17)</sup>。

まさに兆民の痛憤を受け継ぐが如き激烈な批判と言えよう。しかし幸徳の批判の特色は、兆民の批判と焦点、基調を同じくしながらも、政党の行状へのさらなる不信の深化を核に、やがて兆民以上に責任内閣制それ自体の有効性に懐疑を突き付ける姿勢、すなわち責任内閣制と代議制に対する原理的批判へと急進化していった点にあった。

では幸徳の姿勢がそのように急進化せざるをえなかった理由は何か。それには以下の2つの理由があったと考えられる。第1に、これはかつて「土佐派の裏切り」に激高した兆民とも共通する点であるが、幸徳の政友会批判は、政友会の体質に対してだけでなく、以下のように、伊藤と政友会に同調する旧民権派諸勢力にかなりの力点が置かれていたことである。

汝自由党の起こるや、政府の壓抑は益甚しく迫害は愈よ急也。言論は箝制せられたり。集会は禁止せられたり。請願は防止せられたり。而して捕縛、而して放逐、而して牢獄、而して絞頸台、而も汝の鼎鑊を見る飴の如し。幾万の財産を蕩尽して悔いざる也。幾万の生命を損傷して悔いざる也。豈是れ汝が一片の理想信仰の牢として千古喩う可らざる者ありしが為にあらずや。而して今安くに在る哉<sup>18)</sup>。

長くなるので省略するが、まさに火を吐くような自由党（憲政党）批判と言う他はない。幸徳の政友会批判の一方の力点は、解党して政友会に合流した憲政党の動向を、結党時以来の自由党の精神を踏みにじる背信行為以外の何物でもないとする激憤だったのであり、まさにこれから政友会員になろうとしている一群に対して矛先を向けたものだったのである。

第2に、政友会の非立憲性の証として幸徳がもっとも槍玉にあげたのは、総裁自らの専制的統括力を駆使して党内統制を強化しようとする伊藤の動向であったことである。幸徳は、猟官および党弊矯正にこと寄せて内閣人事において自らの専決権の行使を画策する伊藤を以下のように批判する。

…伊藤候は専制主義の人也。政党を忌むの人也。かつて一定の主張方針を有せざるの人也。故に彼は真に政党を組織せんと欲する者に非ず。彼れ唯だ専制的私党を糾合して以て自個の権勢の為にせんと欲するのみ。政党の仮面を被って以て一時を瞞せんと欲するのみ。蟹、其甲に似せて穴を掘ると、之れ有る哉。新政党の専制的非立憲的にして其方針の曖昧茫然捕捉する所なき、宛然伊藤候其人の化身に似たるや。吾人は代議制度施行後十年の今日に於て我政界が翕然として此専制的非立憲的私党を歓迎するを見て、轉た我文明が一大醜辱を被れるを嘆ぜずんばならず。我憲政に対する一大罪惡を醸せるを悪まずんばならず<sup>19)</sup>。

党運営が伊藤の専断に委ねられることこそが政党内閣制の実質化を阻む最大の障害として警戒を露わにしていることが鮮明に読み取れよう。ただこの批判とは裏腹に、幸徳は党の規模が政権担当能力のある大政党に近づくにつれ、総裁の党内統制が必然的に強化され、その専制をはなれて個々の代議士が主体的に党運営を成しうることは実質的には不可能なことを感じ取っていたように思われる。この現実を感知し、そうした大政党にかつて民権運動を担った旧民党勢力がこぞって懐柔されるという現実を目の当たりにしたとき、幸徳にとってそれはもはや政党内閣制と代議制の未成熟性の批判ですませられるものではなかった。

事態の打開に向けて普通選挙制度に期待を寄せ、また社会改良主義の導入を模索したものの、最終的に以下の様な代議政治の本質的限界の摘発へと行き着かざるを得なかった。

細かに観察すると今の所謂代議制なるもので、多数の幸福が計り得らるる筈がない。先ず其選出の初めから、候補者、運動者、壮士、新聞紙、瞞着、脅迫、響応、買収とゴツタ返して選出せられた代議士に、果して幾人

が国家とか人民とかいう真面目な考えを持つのがあろう。仮に適当な人物が選出せられた所で、居は氣を移す、議員としての彼等は最早候補者としての彼等ではない。首都の政治家としての彼等は最早田舎の有志としての彼等ではない。幾人か果して能く選挙以前の心持を持続し得るのがあろう。議員の全部、少なくとも其大多数の生命とする所は、いつも一番上が名誉で、中が権勢、其他は利益のみではないか。彼等の眼中、一身あるのみ、一家あるのみ、尤も高い人物でも一党派あるのみではないか。…是まで厳正な意味に於て民意の代表されている議会は、世界を通じて皆無と行っていい位だ。然り、縦令普通選挙の下に於ても議会は決して完全に民意を代表し得ないというのは、今日では万国学者の多数が認むる所である。<sup>20)</sup> <傍線引用者>

かくして幸徳は、以下の様に、周知の直接行動主義への傾倒を宣言するに至る。

故に余は正直に告白する、「彼の普通選挙や議会对策では真個の社会的革命を成遂げることが到底出来ぬ、社会主義の目的を達するには、一に団結せる労働者の直接行動（ダイレクト・アクション）に依るの外はない、余が現時の思想は実に如此くである」<sup>21)</sup>。

この延長線上に革命の呼号と大逆事件への連座、刑死という悲劇的結末が待ち受けていたことは改めて述べるまでもない。確かに幸徳の思想は、同時代の日本において最左翼に位置したことは間違いがない。しかし幸徳の思想と政治行動は、過激ではあっても、いやむしろ過激であるだけに、その巷間への浸透力については限界があり、権力に現実的脅威を与えるようなものであったとは言い難い。にもかかわらず、なぜ幸徳は扼殺されなければならなかったのか。

それは権力が自らの権力原理を死守しなければならなかったがために他ならない。すなわち、君主をさえ独占的に手中にした疑似民主制によって革命を凍結し、自己を維持していた近代日本の公権力にとって、その権力原理の虚構性を暴かれることは、直接行動の物理的衝撃力以上に大きな脅威であった。虚構的権力はその虚構性ゆえに、それを圧伏できる実体的な権威性を持たない。自らの権力性の源泉を究極的には形式合理性の中しか持たなかった権力にとって、その虚構性を根本的に暴露、摘発するものを放置することは、自らの権力性の瓦解につながりかねない脅威だったのである。これはむしろ牢固に見える近代日本の公権力の脆弱性の表現であった。まさに幸徳は、君主制の恣意的残忍さではなく、恣意をすらはなれた疑似民主的政体が自己保存のために振るった無機質な冷酷さによって扼殺されたのである。

幸徳秋水らが弾圧されて以降（1911年に大逆事件に連座して刑死）、日本の社会主義運動はしばし沈黙を余儀なくされ、俗にいう「冬の時代」を迎える。それはあたかも近代日本の公権力が自己を再生産するメカニズムとして必然的に帰着した疑似民主政体を打ち破ることの困難を指し示す事態でもあった。近代公権力とは、まさに住民の権力へのアクセスを許容する一方で、そのこと自体の虚構性を摘発する異端を峻烈に排除しつづけることによって自己を再生産する権力体だったのである。

では、こうした疑似民主制体への移行が近代公権力にとっての必然であるとするれば、それに異を唱える試みは永久に封じられるしかなかったのであろうか。換言すれば、この疑似民主政体が堀り崩される契機は、生起する余地がなかったのであろうか。公権力にアクセスするだけでは、公権力の執行主体に取り込まれるだけに終わる。また公権力に対抗言説を投げかけるだけでは、その言説がいかに急進的であっても、現実に対して効力を持たない理想の表明にとどまる。重要なことは、この疑似民主政体が必然的に陥る亀裂に乗じて、その政体変革の転機と展望を見いだせるかである。言わばこの必然としての疑似民主政体のなかから、内在的必然性をもった民主化への転機

と展望は見いだせるのかということである。

この盤石に見える疑似民主政体は、以下の亀裂が生じる潜在的可能性を内包していた。すなわち、公権力空間に多様な権力のエージェントを収容すればするほど、その主導権をめぐる構成勢力間に確執が生じるという可能性である。これは公権力空間の開放にともなう避け得ない必然である。この亀裂に発する対立を政体内部の内紛として不透明に終息させず、それを足がかりにして政権交替の条件が整備できれば、そこにさらなる民主化への転機と展望を見出すことが可能であろう。言わばこれは「必然としての疑似民主政体」から、「必然としての民主化」への転機を策出するスリリングな試みであった。

では諸勢力間の打算的な野合と過剰な反目をとともに否定して、適正な対立条件を創成することはいかによれば可能か。透明な競争に基づいた政権交代のルールを確立すること、すなわち二大政党制の整備、これである。この二大政党制の整備を近代日本における民主化の最重要要件として展望したが、後に大正デモクラシー思想の旗手と目される吉野作造（1878～1933年）に他ならない。吉野作造が主唱した民本主義は、この観点から捉えられなければならない。

以下、章をかえてこの点を分析してみたい。

### Ⅲ. 民本主義と「革命」

#### 1. 「革命の制度化」としての二大政党制の射程と展望

民本主義とは、通説的には、主権の所在についての明確な論及を避けながら「主権運用の目的を国民の福利増進におき、政策決定の際に国民の意向を重視する」（『新版 日本史事典』角川書店 1996年）思想と説明される。それは必ずしも間違った説明ではないが、より核心を捉えるためには、民本主義とは、疑似民主政体の亀裂を糸口にして、民主化の契機を策出するために

二大政党制構想を中核に据えた実践的理念であったことを押さえておかなければならない。吉野作造は次のように二大政党制を要請していた。

政党政治は理論上善いものと極っても、それが旨く行わるるには、国内の党派が二つの大きなものに別れて居なければならない。故に国内の党派が二つに別れて居なければ、縦令善いものでも、政党政治は行うことが出来ない。而して国内の政党が二つに別れると云うことは、是は人為を以て左右することは出来ない。…けれども実は世の中には、結局に於ては、現状を維持することに利害関係を有って居る者と、現状を打破することに利害関係を有って居る者と、自づから二つの潮流がある。…此二つの潮流は何処の社会でもある。而して現状維持と云う方から保守的の考を有するに至る。現状打破の方は、自づから自由改革の精神を代表することになる。茲に於て大体に於て自由思想と保守思想という二つの思想の対立を見る。政界に於ても亦同様である。小異を捨てて大同に就く。段々と団体を堅めて行くと、其間に結局は、大体に於て現状を維持せんと欲する者と、大体に於て現状を打破せんと欲する者と此二つの相容れざる両極端の団体に堅まってしまう。故に政党関係を自然に放任すると、自由保守の二大政党に岐るるの傾向あるものと論定せざるを得ない。<sup>22)</sup> <傍点・傍丸とも原文>

ここで吉野は、現実政治における勢力布置は終局的に自由、保守の2つの潮流に分化していくことが自然な力学的趨勢であると認め、その見地から別の箇所では「日本には本来二大政党になる自然的傾向を妨げる現実の原因はないと思う」<sup>23)</sup> <傍点原文>と断言さえしているが、この点に関しては少し留保が必要である。

なぜなら二大党派への自然な分化の趨勢に乗じると言っても、吉野が求めているのは疑似民主政体の二大構成勢力である官僚閥（非選出勢力）と政友

会（選出勢力）の二極分化を前提にした二大党派対立ではないからである。吉野が民主化の要目として眺望したのはあくまで選出勢力の優位性を確保した上で、その選出勢力が二大党派に区分され、適正な競争を展開する二大政党制であった。その点に関して吉野は次のように述べている。

我国の憲政發達の傾向を見るに、段々政党政治になって行くと云う事は、掩うべからざる事実である。…そこで政党政治と云う者が我国憲法の動かすべからざる大勢であるとすれば、我々は之れを助長し、其立派に發達し行くように貢獻する處なくてはならぬ。而して政党政治の立派に發達して行くと云う事は、どうしても二大政党の樹立と云う事にあらねばならぬ。<sup>24)</sup> <傍点原文>

…多数政治は、近代政治の理想であると云っても宜い。此の多数政治は実に政党によって行われる。…唯是丈は疑がない。即ち政党政治は国内の政党が二大党派に別れて居る時に於てのみ、非常に其の効果を挙げる事が出来ると云う事である。<sup>25)</sup> <傍点原文>

政党政治の実質化とは、すなわち選出勢力の恒常的優位状態のもとでの政局運営を意味する。吉野が選出勢力の安定的優位化にこだわるのは、選出勢力と非選出勢力の勢力的拮抗状態という程度では、たとえ選出勢力が暫定的に非選出勢力を凌駕したとしても、ことあるごとに非選出勢力への妥協を強いられ、政権を奪還される恐れ無しとしないからである。それを防ぐために、選出勢力の総体的な優位化を確実にした上で、選出勢力内で政権交代をなし得る二大政党制が必要だったのである。

この条件を確保するために吉野は、次の二段階の現実的対応を執らざるを得なかった。その対応の中には、吉野にとって不本意な要素も含まれていた。第一段階の対応は大正政変における反桂勢力の支持である。桂太郎に対抗す

る政党勢力の活性化とそれを支援する院外の民衆運動の盛り上がりは、選出勢力の総体的優位化を待望する吉野にとって好機の到来であり、この段階でそれを支援することは極めて自然な対応ではあった。だが問題は、その政党勢力の主軸は、吉野が一貫して実質的な民主化を妨げる勢力として嫌悪した政友会だったことである。その政友会を中核とする勢力を支持した吉野の心情は複雑であったであろうが、この段階において吉野は、民衆の政治的エネルギーを受け止められる選出勢力の優位化の促進という一点において政友会への嫌悪感を押し殺したと言えよう。

その政友会に批判の矛先を向ける機会はその直後に到来した。第三次桂内閣倒壊後に、政友会の支援をうけて成立した海軍の第一次山本権兵衛内閣がジーマンス事件で瓦解し、その後に組閣した第二次大隈重信内閣のもとで举行された第12回総選挙(1915年3月25日)に際して吉野が政友会を切り崩すべく政府与党である非政友三派(立憲同志会・中正会・国民党)を支援したことがこれである。この対応こそ、選出勢力の総体的優位化と政友会に対抗しうる勢力の伸長(→二大政党制)という吉野の未来展望の布石となる重要要件を同時にかなえる狙いに立っていたかにも見える。

だがここにも解きがたい曲折と葛藤が含まれていた。なぜなら、非政友三派、特にその中軸である立憲同志会は、大正政変の祭に吉野が苦汁の瀬戸際政策ともいえる政友会支援を敢行してもなお打倒することを企図した桂太郎によって創建された政党であったからである。しかも立憲同志会は第二次大隈内閣与党として第一次世界大戦への参戦と対華二十一箇条要求に協賛し、大正政変の発端となった二個師団増設を承認した政党であり、政治理念の点から見ても吉野の理想に完全に逆行する政党であった。いかに政友会を打倒するという目的のためではあれ、こうした立憲同志会を支持するというのは吉野にとって懊悩の末の決断であったであろう。にもかかわらず吉野が非政友三派を支持するという過酷な態度表明をしたのは、あくまで構成勢力の性格よりも、二大政党制の枠組み整備を優先させるという判断ゆえであっ

た。冷静に考えれば、選出勢力の総体的勢力増進を企図しながら、その有力構成勢力である政友会の勢力低減をはかるといのは両立しがたい難題であった。あくまで二大政党制確立に向けた条件整備を最優先の課題に置いた吉野は、この点を見通した冷静な判断をしたというべきであろう。この点で吉野は理想主義者であると同時に、極めて沈着なりアリストであり戦略家でもあった。

こうした吉野の言説に助けられてというわけではないが、第12回総選挙において政府与党の同志会は153議席を確保して大勝し、対する政友会の議席は前回選挙で確保した211議席から108議席にまで激減した。この結果は、ひとまずは吉野の期待に添う結果ではあった。だが政治システムとして実質的に意味のある二大政党制を求める吉野は、非政友勢力が政友会勢力を勢力的に凌駕したことをもって満足することはできなかった。なぜなら、この状態のままでは政友会が官僚閥と妥結して自派の勢力圏を盛り返す余地が存在したからである。それが現実化すると、政友会の凌駕と二大政党制という目標がともに無に帰する恐れ無しとしない。

この危惧から脱するためには、既成の選出勢力の勢力区画の再編だけでは限界があった。新勢力を選出勢力の中に送り込むことによって選出勢力の総体的力量を拡大する必要があったのである。吉野が普通選挙制度採用の必要性を力説したのは、このゆえに他ならない。先に選出勢力の総体的増進と政友会の勢力削減の両立を図ることは困難であることを指摘したが、その両立をなしうる唯一の方法が、普通選挙の採用であったと言えよう。吉野は通常普通選挙論の主唱者として知られているが、その狙いは二大政党制の実質化を中心とした政界改造と不可分に結びついていた。

注意しておきたいことは、吉野はマスデモクラシーの無批判な礼賛者ではなかったことである。むしろ吉野は、次ぎの叙述に示されているように、政治的指導者とそれに協賛する一般の民衆の役割を峻別していた。

私の考では、最良の政治と云うものは、民衆政治を基礎とする貴族政治であると思う。所謂貴族政治丈けで民衆政治がなければ駄目である。今日我国の政治は正に此弊に苦しんで居る。又所謂民衆政治丈けで貴族政治と云う方面なければ之も亦駄目である。…そこで国民が一つの偉大なる精神に指導せられて動き、又其精神を最も多く体得して居るものが、又国民の監督を受けつつ政治をすと云う事であれば非常に結構だと思ふ。而して斯くの如きが実は本当の健全な民衆政治だと思ふ。…之が即ちレフェレンダムなどよりも代議政治と云うものを私が採る所以である。何となれば予の所謂貴族的民衆政治はこの代議政治に於て最もよく行わるるものであるからである。<sup>26)</sup> <傍点・傍丸ともに原文>

「貴族政治」ないし「貴族的」という表現に戸惑う向きもあるかも知れないが、それらは愚民観の表現ではもちろんない。吉野が強調したかったことは、一般民衆の要望を適正に方向づけられる「導く者（≒代議士）」の役割の重要性である。民衆は政治的アジェンダを直接選択するのではなく、適切な政治的アジェンダを提起できる指導者を選択する。そして民衆に選ばれ、議会に集結した指導者達が、その民衆の期待を受け止めながら適正なアジェンダを実行することによって民衆の要望を整序しながら政治の中に投影する。吉野が眺望したのはこうした両者の関係であり、吉野はそれを「貴族的民衆政治」と表現したわけである。

大正政変の過程を垣間見たことによって、吉野が民衆の政治的エネルギーが議会外における反政府的な直接行動という形で暴発することに改めて危惧を抱いたであろうことは間違いないが、同時に吉野はその巨大なエネルギーに期待を寄せた。ただしそのエネルギーを効果的に活用するためには、それを適正に水路づけられる指導者の介在が不可欠である。民衆の政治的エネルギーは普通選挙という上昇回路を経由して指導者に注入され、政治的空間へと投射される。ここで吉野が指導者として重視しているのは、直裁に言

えば代議士であった。そして普選は民衆の要求に応えると同時に指導者、そしてそれが集結する議会を強化する方策であった<sup>27)</sup>。

大正政変の直後に唱えられた上記の「貴族的民衆政治論」は普通選挙制度を媒介に多くの支持を調達することによって、「代議士中心主義」とも言うべきより実践性の濃厚な主張に転じていった。それはまさに伊藤博文が精力を傾けてその定着に腐心し、幸徳秋水がその打破の必要性を力説した総裁専制制を克服する党運営の模索であった。吉野は普通選挙によって党と議会の運営にリーダーシップを発揮しうる有能な代表を大量に選出して政友会勢力を凌駕し、それら勢力が政界の中核に位置する二大政党制の確立を展望したのである。それはもはや普通選挙によって、旧来体制から除外されていたフローの部分を取り込むことなしには困難であることを吉野は自覚していた。ここから先に踏み込むことは本稿の範囲を超えており別稿にゆずらざるを得ないが、1920年代にいたって吉野が無産政党の育成に尽力するのは、その証左である。

では二大政党制と普通選挙改革構想を柱にした国内政治改革に向けた吉野の熱意を駆り立てた契機は何か。そこに筆者は、辛亥革命の波動を想定せざるを得ないのである。

## 2. 革命エネルギーへの憧憬と民本主義—辛亥革命の啓示—

吉野は近代中国の動勢について大きな関心を持っており、辛亥革命にかかわる論稿も多い。次の「支那時局私見」(『外交時報』1916年)は吉野の辛亥革命観の転回を明示的に述べた重要な論稿である。長い論稿であるが、要点を引用してみたい。

…吾々が南方政府の勢力を論ずるに当つて決して見逃してはならぬ事は、此南方政府を中心とする所謂南方革命主義者、モット適切な言葉を以て言えば革命的排袁(袁世凱…引用者)主義者の結束が、頗る広く且つ堅

いと云う事である。…吾々は南方の運動には案外に組織があり、案外に底力があると云う事を許さなければならぬ。

唯之れ許りでは無い。所謂南方の勢力なるものは、岑春煊を中心とする南方政府だけを以て孤立して居るのではない。南方の軍人派に対して文治派と云われて居る唐紹儀や湯化竜や伍廷芳等の所謂上海派も亦実に始めから南方の運動に密接なる関係があるのである。…して見ると、南方の勢力と云うものは、武力の点に於てこそ、北方を圧するに足らざれ、支那に於ける代表的人物を網羅して居る点に於ては、遥かに北京政府を凌駕して居るのである。加うるに四月末より、孫の一派も亦南方と協働すると云う事に決まった。…斯く考えて見れば、所謂天下の大勢は七分通り排袁と云う運動に大同し、而してこの排袁の機運は、南方政府を以て其具体的中心勢力とするものと見てよいのである<sup>28)</sup>。

以前には帝政を明確には否定していなかった吉野は、この「支那時局私見」において南方派の政治的力量を観測した上で、それへの支援の姿勢を明確に打ち出した。吉野がそれを支援する理由は、南方派が中国の広汎な国民的支援を獲得する予兆を感じ取っていたからに他ならない。そうした南方派の性格を吉野は次のように捉えていた。

今日の所謂革命党は、必ずしも十年二十年前の革命党と同じ性質のものでは無い。…大多数は皆、最近先進文明国に留学して諸国の制度文物の盛んなるに感激し、而かも翻って故国の国運の遅々として振るわざるを思い合せ、斯くここに非常な精神的刺激を感じ、やがて一転して愛国的熱情となり、更に再転して故国を救うための革命的運動となった連中である。…我国の政治家の間にも動もすれば支那の革命家諸氏を軽視するの風潮あるが然し乍ら、吾人は彼等が兎も角も生きた思想に動いて居る、彼等の中に燃えて居る愛国的至情は最も真なるものであって、又永久に滅びざるも

のである、幾度蹉跌しても支那の将来は結局彼等の手に帰するものなる事を見逃してはならぬ。…予輩は支那の将来が如何なる勢力の掌裡に帰するかを考え、…支那の将来を双肩に負うて立つべき青年の一派をして何とかしてその志を成さしめたいと思う<sup>29)</sup>。

すなわち吉野が革命運動を支える青年層の清新で躍動的なエネルギーを感じ取っていることが理解できよう。そして南方派の母体となった革命運動の中に込められたエネルギーの中に未来の中国を担う可能性を眺望し、それが近い将来に国民の広汎な支援を獲得することを見越していたと言えよう。なお付言すれば、吉野は日本国内において、YMCA などを通じて、中国・朝鮮人留学生との付き合いを深め、しばしばかなり高額の金銭的援助を行っており、そうした人材の育成に賭けてもいた。

筆者は、吉野が二大政党制の必要性を提起するに当たって、現実の政治世界は究極的には現状を守株しようとする保守派と、現状改革の必要性を唱える改革派に分化する力学に衝き動かされざるを得ないという洞察をなし得たのは、小異は存在したとしても、この辛亥革命の動乱における帝政派と南方派の拮抗に中国国内が大別されていく状況から示唆を得た面が大きいのではなかろうかと考えている。

そして1916年の第3革命の勃発の中に次代の中国を担う新しい勢力の台頭を見た吉野は、普通選挙制度と抱き合わせで二大政党制の定着を図ることが日本の国内政治改革の要であるという確信を深めたのではなかろうか。1915年以前の吉野は帝政を明確には否定せず、南方派に対する明示的な支持も表明していない。よって吉野の辛亥革命観と国内政治改革構想の相関関係に関しては、今後厳密な検証が必要である。しかし吉野は一貫して辛亥革命の動勢を注視しており、それと国内政治改革についての着想が遮断されていると考えるのはむしろ不自然であろう。

国内において青年層の変革エネルギーに期待を寄せ、母校の東京帝国大学

において学生の社会運動団体である新人会に肩入れし始める(1918年)のとはほぼ機を一にして吉野は普通選挙制度の必要性を高唱し始める。新人会は次第に学生社会運動の一大拠点となり、その傘下から普通選挙制度のもとでの社会運動を担うリーダーを輩出することになった。

もちろん吉野は、辛亥革命の過程で活性化した革命運動型の運動形態を日本へ直訳的に移植しようとしたわけでは必ずしも無い。あくまで吉野が重視したのは、これら青年層のエネルギーを普通選挙制度を通して、国内政治改革を推進する力として効果的に組織化し、国政の中に投影することであった。辛亥革命の過程における袁世凱と南方派の確執を注視する中で、袁世凱の圧力によって「南方派の主張たる責任内閣主義は、ままと敗北して、袁世凱の総統専制主義が勝利を占めたこと」<sup>30)</sup>に警戒心を露わにしていた吉野は、そこから責任内閣制度の実質化への道筋を踏み固める必要性を痛感したと言うべきであろう。

官民調和体制に回収されない責任内閣制を構築するためには二大政党制以外にはありえないことを洞察した吉野は、その実質化のためには普通選挙制度の実現によって新世代のリーダーを選出し、その実質化を委ねるほか無いという着想の契機となったのが辛亥革命ではなかろうか。

### おわりに—必然としての二大政党制の探求—

ここで最後に積み残した問いがある。それは吉野が二大政党制の着想を得た契機は上に述べた通りであったとしても、吉野の認識や言説とは別に、二大政党制とはそのメカニズムの点から、権力原理論的必然として捉えることが可能かということである。筆者は可能であると考えている。

それには権力の原点に革命が存在したことが大きく関与している。権力とは究極的にはその存在の根拠を、被統治者の合意や承認の中ではなく、自らがそこに存在するという事実を宣言するという行為の中にしか持たない

ため、それが生起するという事は、すなわち他に有無を言わせない自己宣言を敢行しうる主体を自ら造出し、突出させるということに他ならない。そうした自己の造出は革命でしかない。

革命によって自己を造出した権力が自己を維持しようとするれば、自己への承認を取り付けると同時に、自己に挑戦する革命の契機を事前に除去すること、すなわち「革命の凍結」が必須の要件となる。それを同時に実現するためには、自己を他によっては代替不可能な「公」へと純化するとともに、その中に他をできるだけ広汎に取り込む以外には無い。詳しくは再説しないが、王政復古によって突出した自己を作り出した明治維新の遂行者たちは、この要請に忠実に自己を非人格的な公権力へと再編した。すなわち住民に所有権を付与することによって逆に公的権力空間をそこから超脱した利益非当事者の空間として構成し、その権力空間へのアクセスを形式的に住民に対して開放するとともに、その中の「有能者」を厳選して収容し、公権力のエージェント（執行主体）に変換するという手法によってである。かくして公権力は権力空間と権力の執行主体が区分された職分的にして虚構性の強い権力体として維持されていく。

問題は、それは形式的抱擁性を自らの「公共性」の挙証とすることにおいて本質的矛盾を内包した権力体であったことである。なぜなら、それは利益非当事者性を標榜する権力空間の中に、利益当事者である住民を選抜して充填しなければ実質的な権力体として機能しない権力体だったからである。ゆえにそれは疑似民主制によって再生産されていく官民調和的権力体でありながら、つねに潜在的な分裂の危機に悩まされ、その表在化を防ぐための措置を講じなければならない権力体であった。その措置が情意投合に象徴されるようなデファクトな権力集団間の提携工作に他ならない。

だがこの権力体の構造的矛盾はそれに対する深刻な危惧を醸成し、やがてその中からそうしたデファクトな権力集団間の提携工作という弥縫策こそがむしろ権力の求心力の総体的喪失をもたらし、それによって権力の空白状

態さえ現出しかねない危機を看取する鋭敏な主体を生み出さずにはおかなかった（情意統合とそれに便乗して戦力温存を画策する政友会に対する吉野の熾烈な批判を想起せよ）。その鋭敏な主体は、権力の亀裂を弥縫策によって修復するのではなく、それを糸口にした政権交代の条件の構築、すなわち政権交代が可能な代替権力をつねにリザーブできる条件を整備することなしには公権力の安定化がかなわないことを見通す主体であった。そこには、権力とは本質的には革命によってしか成立しないがゆえに、つねに政権交代の可能性の制度化という形態で革命的契機を発揚させる条件を用意しておくこと、すなわち日常的に「革命を解凍」しておくことが必要であるという洞察が存在した。この意味において二大政党制とは、疑似民主政体に対する批判的政治体制構想であったと同時に、「革命のエネルギー」を適正に解放し、構造化しうる条件を完備することによって、公権力の空白状態を回避するための制度設計でもあったのである。辛亥革命の際に噴出したエネルギーに魅了され、日本においてもそうしたエネルギーの萌芽に期待するとともに、それを組織化しうる体制構想として二大政党制に期待を寄せた吉野の軌跡は、この点を示唆するものと言えよう。

吉野の二大政党制構想は、特定の政派が政争に敗れて退陣した場合、政権とともにその支持者をも退去させ沈潜を強いるのではなく、次の政権をゆるやかに支援する勢力として回収し、政権を支える基盤として活用することを想定していた点で、政治改革エネルギーをリセットしつつ体制再編に活用することに眼目を置いたより実践的な構想であった。そのためには、支持者とそれを代表する政治集団の関係を、利益を媒介にした癒着関係ではなく、適度なスイングが可能な関係として再編する必要があった。そのために必要だったのが、政権を視野に入れた政党が政策集団として世論を領導できる政治的主導力を発揮することであった。この重要性に気付いていた吉野は、早い段階で次のように述べていた。

政党は一面に於いて政界の実権を握り其経綸を行はん事を目的とするものである。此目的を達する為には多数を結集するの必要がある。多数を結集するには小異を捨てて大同に合せねばならぬ。斯くして其始め互に分立して居った各種の政党も、勢に迫られて漸々に合同し又は提携し、遂には大体に於て社会の現状維持をせんと欲する傾きのものと、現在の制度を破壊して新なる運命を開拓せんと欲するものとの、二大党に分るようになるものである。…

但し此処に二大政党の対立というのは必しも政党が文字通りに唯二つの党派に別れるという意味では無い。実際問題の論議に於いて甲乙の両団体に分れて争うという関係が、多少恒久的に続けばそれで好いのである<sup>31)</sup>。

あくまで吉野が求めたのは固定的な二大党派対立というより、むしろ「実際問題の論議に於いて甲乙の両団体に分れて争うという関係が、多少恒久的に続」くような状態であり、一定の時間が経てばその対立構造が更新されるような関係であった。政党と支援者がこうした関係になるためには、各党派が「実際問題の論議」においていずれが魅力的なアジェンダを提起し得るかをめぐって競合し、有権者がそのアジェンダを吟味して支援を決定することが求められる。これが意味するところは、有権者に対する党派の政治的主導性の維持である。

ただし二大党派間の対立をこうした形態の対立へと再編することは、大きな困難に逢着することとなった。なぜなら、そのためには所有者の代表として処遇された有権者とそれが選出した利益代表の癒着関係を断ち切る必要があり、そのために普通選挙を導入したにもかかわらず、むしろその普通選挙が利益誘導政治の拡大再生産をもたらしたからである。

これを克服するためには、その母体となる代議政治の運用原理を抜本的に改変することが必要であった。吉野作造とは異なった二大政党制構想が新た

に模索される必要が、ここにあったと言えよう。

その二大政党制構想がたどった苦難の道程については、前稿で述べたとおりである<sup>32)</sup>。

## 註

- 1) この点についてはさしあたって拙稿「立憲制と専制」『日本史講座』8(東京大学出版会 2005年)、同「日本における主権的権力の原理と形状－権力の『非当事者性』と『神の意思』の処遇」『日本史研究』570(2010年)を参照。
- 2) 伊藤博文『憲法義解』1889年。岩波文庫版1940年を使用。29～30頁。なお引用にあたっては文字などを一部現代風に改めている。
- 3) 前掲拙稿「立憲制と専制」参照。
- 4) 前掲拙稿「日本における主権的権力の原理と形状－権力の『非当事者性』と『神の意思』の処遇」、同「明治維新『革命』論」『史創』2(2012年)を参照。
- 5) 前掲拙稿「明治維新『革命』論」を参照。
- 6) 大久保利通「立憲政体に関する意見書」1873年11月。『大久保利通文書』五(東京大学出版会 1983年復刻版)。
- 7) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』(東京大学出版会 1971年)。
- 8) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』(吉川弘文館 1992年)。
- 9) 中江兆民「内閣の責任」『東雲新聞』362(1889年3月31日)、『中江兆民全集』11(岩波書店 1984年。以下引用する全集は同版による)392～94頁。
- 10) 中江兆民『国会論』1888年、『中江兆民全集』10、69～70頁。
- 11) 中江兆民「無血虫の陳列場」『立憲自由新聞』1891年2月21日、『中江兆民全集』12、259頁。
- 12) 中江兆民『選挙人目ざまし』1890年、『中江兆民全集』10、88～97頁。
- 13) 同前書120頁。
- 14) 同前72頁。
- 15) 同前75頁。
- 16) 『兆民先生』1902年、『幸徳秋水全集』8(日本図書センター 1982年)70～71頁。
- 17) 「進歩党に望む」(無署名)1900年8月28日、『幸徳秋水全集』2、422頁。
- 18) 幸徳秋水「自由党を祭る文」1900年8月30日、同前423頁。
- 19) 「新政党の宣言及綱領」(無署名)1900年8月26日・27日、同前420頁。
- 20) 幸徳秋水「余が思想の変化」1907年2月、『幸徳秋水全集』6、135～36頁。
- 21) 同前135頁。
- 22) 吉野作造「議員選挙の道徳的意義」1914年、『現代の政治』(実業之日本社 1915年)所収、186～90頁。

- 23) 同前 207 頁。
- 24) 吉野作造「議員選挙の道徳的意義」1914 年、前掲『現代の政治』所収、112 頁。
- 25) 吉野作造「日本に政党政治が行われ得るか」1915 年、同前書所収、186 頁。
- 26) 吉野作造「民衆的示威運動を論ず」1914 年、同前書所収、34～36 頁。
- 27) 坂野潤治「＜解説＞天皇制と共産主義に抗して」『吉野作造選集』3（岩波書店 1995 年）所収、および拙稿「代議制論としての民本主義の政治システム構想」『立命館大学人文科学研究所紀要』75（2000 年）を参照。
- 28) 吉野作造「支那時局私見」『外交時報』23-278（1916 年）、『吉野作造選集』8（1996 年）196～98 頁。
- 29) 同前 199～204 頁。
- 30) 吉野作造「中国革命小史」1917 年『中国革命史論』（新紀元社 1947 年）所収、64 頁。
- 31) 吉野「所謂天皇親政其他を評す」。この論稿は「予の憲政論の批評を読む」という原題で『中央公論』1916 年 4 月号に発表された。『民本主義論』（新紀元社 1947 年）162～63 頁。
- 32) 拙稿「民本主義論の終焉と二大政党制論の改造」『史林』80-1（1997 年）。

